

2025年4月

お客さま各位

「破産管財人等口座開設手数料」の新設について

平素は、愛媛信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度当金庫では、下記のとおり破産管財人、相続財産管理人等の名義で新規開設する口座について、事務負担等を考慮し、口座開設手数料を新設いたしますのでお知らせいたします。

お客さまにはご負担をおかけしますが、今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 新設日

2025年5月1日（木）

2. 新設する手数料

手数料名称	金額（税込）	対象口座
破産管財人等口座開設手数料	11,000円	<ul style="list-style-type: none">・破産管財人口座・相続財産管理人口座・相続財産清算人口座・不在者財産管理人口座 ※個人・法人を問いません。 ※既存口座の名義変更も含まれます。

以上

